

「女性の人権ホットライン」等を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 夫の妻や子に対するDV

◆夫からの暴言や暴力的行為から逃れて、子どもとともに安全な場所で生活したいとして、妻から相談がされた事案である。

相談を受けた法務局が直ちに被害者らが居住する地域の市役所に連絡した上、同日中に被害者とともに市役所の担当課に赴き、被害者らの状況を説明した結果、被害者らが市から紹介された民間のシェルターに移ることが同日中に決定し、その後速やかに保護されるに至った。(措置:「援助」)

2. 夫の妻に対するDV

◆高齢の父親から母親が暴言を受けているとして、その子から相談がされた事案である。

法務局が速やかに子に連絡を取り状況を確認したところ、母親が父親から日常的に暴言を受けていることが認められたことから、子の了解を得た上で、地域包括支援センターに情報提供を行った。

その後、同センターが母親らと面談して対応を協議し、父親を病院に受診させ適切な薬を処方してもらうなどした結果、母親に対する暴言はなくなり、安心して生活することができるようになったとして、相談者である子から感謝の言葉が述べられた。(措置:「援助」)

3. インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

◆元交際相手の男性によって、インターネット上のアダルトサイトに氏名や住所といった情報のほか、交際中に撮影した性的な画像が投稿され、自らサイト運営会社に対し削除を依頼したが応じてもらえなかったとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該情報及び画像は被害者の名誉を毀損し、被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局から当該サイト運営会社に対して削除要請を行ったところ、当該情報及び画像は削除されるに至った。(措置:「要請」)